

業務指示書

バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月8日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資促進・産業振興にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／投資促進・産業振興戦略1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：投資促進・産業振興にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 副総括／投資促進・産業振興戦略2】

- 1) 類似業務の経験：投資促進・産業振興にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争力強化】

- 1) 類似業務の経験：ビジネス環境整備・投資促進・産業競争力強化にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進】

- 1) 類似業務の経験：経済特区運営体制整備にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業振興体制強化グループリーダー】

- 1) 類似業務の経験：裾野産業振興・中小企業振興にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月24日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.5166 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - (○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 3月 9日(木) 14:00～17:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2F 210会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／投資促進・産業振興戦略1

副総括／投資促進・産業振興戦略2

ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争力強化

経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進

産業振興体制強化グループリーダー

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

106.83 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月22日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／投資促進・産業振興戦略1	(21.00)	()
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	2.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	(3.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	3.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 副総括／投資促進・産業振興戦略2	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(5) 業務従事者の経験・能力： 産業振興体制強化グループリーダー	(9.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
総合評点	[100.00]	

バングラデシュ人民共和国

投資促進・産業競争力強化プロジェクト

業務指示書

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、過去10年間に渡り、GDP成長率平均6%を超える高成長を維持している。バングラデシュの経済成長は輸出の約8割を占める縫製業とGDP比約10%を占める海外労働者送金に支えられているが、縫製業については低賃金による競争力の維持が前提となっていること、また原材料の輸入先や製品の主要輸出市場、海外労働者の出稼ぎ先の景気動向に左右されやすい脆弱性を抱えている。

同国の最上位の開発計画である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021」（以下、「Vision 2021」という。）では、2021年における中所得国化を国家目標としている¹。当該目標を実現するためには、今後年平均8%程度の経済成長を実現する必要があるが、それを実現するためには縫製品の輸出と出稼ぎ労働者からの送金に依存する現状の経済構造から脱却する必要がある。そして、今後成長が見込まれる有望な産業に対しては、外国投資促進を通じて海外企業から国内企業への技術や経営ノウハウの移転を促進して産業多角化を実現するとともに、輸出競争力のある産業を育成する必要がある。

同国への外国直接投資（以下、「FDI」という。）は2001年の3.5億ドルから2015年の16億ドルと大幅に増加しているものの、対GDP比では1%弱と、周辺国と比べて低い水準に留まっている²。同国の産業構造としては、GDPの約半分をサービス産業が占める一方、製造業は17.8%³に留まっており、「第7次5ヵ年計画」（2016年～2020年）では2021年までに25.1%とすることを目指している。

FDIの促進に向け、バングラデシュ政府はこれまで輸出加工区（以下、「EPZ」という。）を整備することにより、輸出加工型産業を積極的に受け入れてきた。これらの産業は同国のGDPと輸出の増大に大きく貢献している一方、EPZ外の国内産業との連関が少なく、FDIを活用した国内産業の発展や産業高度化への波及効果が期待できない状況にあった。そのため、バングラデシュ政府はFDIと国内産業の連関を強化し産業の多様化を図ること、低開発地域の経済発展を促進すること、そのために産業クラスターの形成や地域経済開発を目指すことを目的に、経済特区（以下、「EZ」という。）開発を決定し、2010年8月に経済特区法を制定、2011年11月に経済特区庁（以下、「BEZA」という。）を設置し、EZ開発を推進している。現在実施中の「経済特区開発調査および

¹ バングラデシュ政府は「Vision2021」において、2021年までに一人当たりの年間国民収入（Gross National Income per capita（以下、「GNI」という。）を2,000ドルに引き上げることにより、中所得国の地位を達成することを目標として掲げている。2015年の一人当たりのGNIは1,314ドルに達している。

² ジェトロ作成資料によると、中国3.4%、ベトナム6.3%、タイ2.6%、インド1.9%。

³ 第7次5ヵ年計画に記載されている2015年実績。サービス産業は56.4%を占める。

BEZA 能力向上プロジェクト」においては短期的 EZ 開発基本計画の策定等を行っており、今後 EZ の運用に向けて各種許認可等にかかるワンストップサービス（以下、「OSS」という。）提供機能の強化等を図る必要がある。

EZ や EPZ 外にも様々な外国企業が進出しているが、それらの企業を取り巻くビジネス環境に関しても、各種関税⁴や許認可取得手続きの複雑さ等に代表される様々なビジネス阻害要因が存在しており、FDI 誘致の妨げとなっている。

産業振興に関しては、「国家産業政策 2016」（2016 年～2020 年）において産業多様化を担う有望産業として、農業/食品加工・農業機械、縫製、IT、製薬、皮革、ライトエンジニアリング等を掲げているが、各種製造業の競争力強化のための基盤強化、及び雇用機会の確保のため、主に中小企業が担うライトエンジニアリング産業⁵及びプラスチック産業等の裾野産業の育成が急務となっている。

これらの状況を踏まえ、開発計画調査型技術協力「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）では、ビジネス環境整備、経済特区開発を通じた投資促進、産業振興に係るバングラデシュ政府の取組みを一体的に支援し、その成果・教訓を一貫性のある各種政策・施策策定に反映していくことにより、持続的な経済成長の実現に資することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

バングラデシュにおいて、ビジネス環境整備、投資促進に資する経済特区開発促進、及び産業振興にかかる各種施策の立案・実施及び実施体制の強化により、外国直接投資と国内産業の連関の強化を図り、もって同国内の産業の多角化及び高度化に寄与する。

(2) 協力終了後に達成が期待される目標

プロジェクトで提案された計画・戦略及びロードマップがバングラデシュ政府に

⁴ ジェット口作成資料によると、輸入の際に、一般関税、調整税、補足税、付加価値税、前払い所得税、前払い貿易付加価値税が課される。特に補足税に関しては 20%～500%と高率になっている。なお二輪関連の輸入品に関しては、2016 年秋に発効した SRO155 により、全二輪事業者（CBU,CKD、製造事業者）を対象に輸入完成車・部品にかかる補足税を 45%から 20%に引き下げることとなった。その後 3 年目以降は製造事業者に移行する事業者は各年度で定められた国産部品使用率（1 年目は 10%、2 年目は 20%、3 年目は 30%、4 年目は 40%、5 年目は 50%）を満たすことを義務付けている。

⁵ バングラデシュ政府は Light Engineering Sector の定義を明確に定めていないようであるが、BIDA の前身である投資庁（BOI）のパンフレットでは Light Engineering Sector について下記のとおり説明している。「There is no specific definition of the sector; however, the generally accepted form of light engineering is an engineering enterprise that reshapes or resizes metal, steel or such raw materials into metal products. The product may be industrial machineries, spare-parts, agro machineries or electronic items.」

より承認され、政府の政策として活用・実施される。

(3) 期待される成果

- 1) ビジネス環境整備、投資促進、産業振興にかかる各種政策・施策が実施・検証され、その成果・教訓が政策・施策に反映される。
- 2) 投資促進に資する経済特区開発が促進され、経済特区の運営体制が強化される。
- 3) 対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプランが作成され、当該ロードマップ及びアクションプランに基づく施策立案、施策実施に関する各カウンターパート機関（以下、「C/P」という。）の機能・体制が強化される。

(4) 対象地域

ダッカ及びバングラデシュ全域

(5) 関係機関

バングラデシュ首相府（以下、「PMO」という。）、投資開発庁（以下、「BIDA」という。）、バングラデシュ経済特区庁（以下、「BEZA」という。）、産業省（以下、「MOI」という。）、バングラデシュ産業技術支援センター（以下、「BITAC」という。）、中小企業財団（以下、「SMEF」という。）

(6) 活動

- 0) - 1. 事業調整委員会（Project Coordinating Committee: PCC）の設置
- 0) - 2. 事業実施・モニタリングにかかる全体調整

- 1) - 1. 事業実施委員会 1（Project Implementation Committee 1: PIC1）及び事業実施ユニット（Project Implementation Unit 1: PIU1）の設置
- 1) - 2. 投資促進と産業振興にかかる政策協調の推進
- 1) - 3. ビジネス環境にかかる現状分析。関係省庁等との協働による、ビジネス環境を阻害する各種要因への対処方針・アクションプランの検討及び各種施策実施のモニタリング
- 1) - 4. 投資関連手続きにかかる投資家向けポータルサイトの開発等、投資促進支援サービス強化
- 1) - 5. ビジネス環境整備及び投資促進にかかる BIDA 職員の能力強化
- 1) - 6. バングラデシュ企業と外国企業との連携促進

- 2) - 1. 事業実施委員会 2（Project Implementation Committee 2: PIC2）及び事業実施ユニット（Project Implementation Unit 2: PIU2）の設置

- 2) - 2. 経済特区における OSS の機能強化（主要許認可に関する OSS 内容の検討、各省調整、法制化）
- 2) - 3. 経済特区開発、運営管理に関する BEZA 及び関連省庁職員の能力強化
- 2) - 4. EZ 開発に関する既存の法律や制度の見直し及び改善
- 2) - 5. 経済特区入居企業とバングラデシュ企業との連携促進

- 3) - 1. 事業実施委員会 3（Project Implementation Committee 3: PIC3）及び事業実施ユニット（Project Implementation Unit 3: PIU3）の設置
- 3) - 2. 対象セクター（ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業）の現状調査、課題分析、ニーズ把握
- 3) - 3. 上記調査結果に基づく対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプラン策定
- 3) - 4. 上記ロードマップ及びアクションプランに基づく各 C/P 機関の役割の明確化及びビジネスディベロップメントサービス（以下、「BDS」という。）提供体制の確立支援
- 3) - 5. 各種研修等を通じた各 C/P 機関の BDS 提供機能強化
- 3) - 6. バングラデシュ企業と経済特区入居企業等外国企業との連携促進
- 3) - 7. 次期政策立案における上記活動の成果・教訓の活用

（7）本業務に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 「中小企業振興金融事業」（2011 年～2016 年）
- 2) 「投資環境整備アドバイザー」（2012 年～2017 年）
- 3) 「経済特区情報収集・確認調査」（2013 年）
- 4) 「産業政策アドバイザー」（2013 年～2016 年）
- 5) 「外国直接投資促進事業協力準備調査」（2014 年～2015 年）
- 6) 「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」（2015 年～2017 年）
- 7) 「外国直接投資促進事業」（2015 年～2025 年）

3. 業務の目的

本業務は、バングラデシュにおいて、ビジネス環境整備、投資促進に資する経済特区開発促進、及び産業振興にかかる各種施策の立案・実施及び実施体制の強化により、外国直接投資と国内産業の連関の強化を図り、もって同国内の産業の多角化及び高度化に寄与することを目的として実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016 年●月●日に JICA と PMO、その他関係機関との間で署名された合意

文書 (R/D) に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5.. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本案件の基本的考え方・各コンポーネント間の連携

本業務は外国投資促進と産業振興の双方に資する協力を一体で進めていくことにより、国家産業政策2016で掲げられている産業多角化・輸出振興・外国投資誘致による産業高度化の実現を図るものである。

各成果における活動を投資促進及び産業振興にかかる施策実施の事例と捉え、各施策実施のプロセスを本プロジェクトを通じて支援する。当該支援を通じて得られた現場レベルの情報・知見・成果・課題を分析・活用し、バングラデシュ側との対話を通じて、政策実施ツールの更なる検討及び政策の立案支援に活かしていく枠組みとしている。

上述のとおり、本業務は、産業政策・ビジネス／投資環境の分析・改善、企業の意向を踏まえた外国投資の誘致促進、経済特区開発・運営にかかるサービス改善・能力強化、産業振興施策検討・実施支援、ビジネスディベロップメントサービス（以下、「BDS」という。）改善等、投資促進・産業振興分野の幅広い課題に対応するものであるため、各課題に知見を有する業務従事者から成るチームを形成し、業務従事者間の密な連携を確保することで、業務全体の質を高めるよう配慮すること。また、同じプロジェクト内での各成果間の連携により各業務の有効性の強化、付加価値の創出を図ること。

(2) プロジェクトの実施体制

本活動の実施にあたっては、本プロジェクト全体を統括するProject Coordination Committee（以下、「PCC」という。）を設置し、同委員会の議長をPMO 首席次官（または次官）とすることで合意している

また、図表1実施体制図のとおり、同委員会の下、各成果毎にProject Implementation Committee（以下、「PIC」という。）及びProject Implementation Unit（以下、「PIU」という。）を設置する。

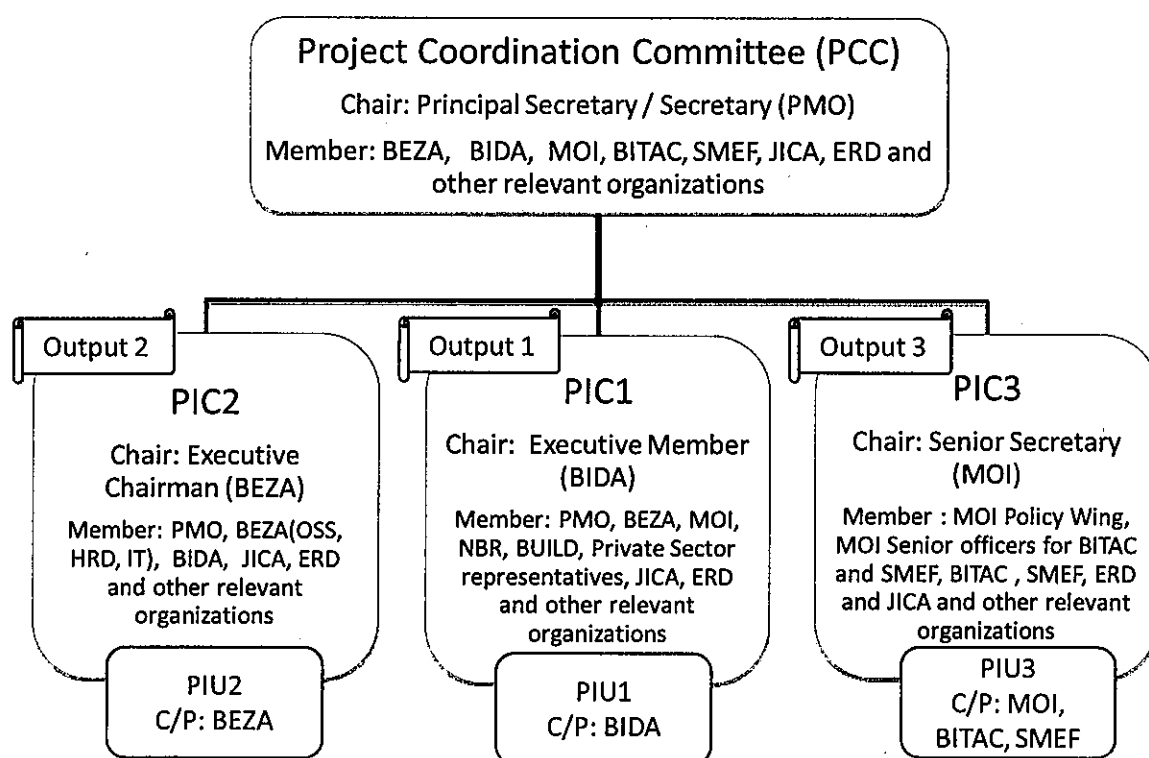
各成果毎の主C/P機関については、成果1：BIDA、成果2：BEZA、成果3：MOI、BITAC 及びSMEFとしており、PIC1の議長はBIDAのExecutive Member、PIC2の議長はBEZA のExecutive Chairman、PIC3の議長はMOIの次官が担う。

PCCの形成にあたっては、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」で形成されていた主要閣僚が参加する作業部会や、現在派遣中の投資環境整備アドバイザーの活動の一環として結成された、投資環境改善のための23省庁からな

るワーキンググループの活用・連携を検討すること。 なお、各省庁がどのようにして有機的に連携して実効性のある活動を行っていくべきかプロポーザルにて提案を行うこと。

各PIUが具体的な活動の実施を担い、各PICにおいて、関係機関との調整、プロジェクト活動の評価・モニタリングを行い、各PICの結果を踏まえ、プロジェクト全体の状況につきPCCを開催する。PCCについては関係者と協議の上、最低年一回は開催すること。

【図表1：実施体制図】



(3) 対象セクター及び対象企業

本プロジェクトの成果3の産業振興コンポーネントについては、具体的な施策実施のパイロットセクターとしてライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業を選定している。

具体的に調査を実施する対象企業としては、国内に進出済みまたは進出を検討中の外資系企業と近い将来取引の可能性のある企業を想定している。

(4) JICA 関係者との緊密なコミュニケーション及び他 JICA 案件との連携・整合性

の確保

上記2. (5) のとおり、バングラデシュにおける民間セクター分野での協力は多岐にわたっており、日本側・バングラデシュ側関係者が多岐に及び、密接に連携をしながら円滑に業務を進める必要があることから、JICA産業開発・公共政策部、南アジア部、バングラデシュ事務所と緊密にコミュニケーションを取りつつ業務にあたること。

特に外国直接投資促進事業、中小企業振興金融事業、その他産業人材育成関連案件との情報交換・連携を密に行うこと。なお、成果3の対象企業については、中小企業振興金融事業において融資を受けた企業のうち有望と思われる企業を含めること。また成果3における対象企業の金融アクセス支援の観点から、長期金融の提供について中小企業振興金融事業の実施機関である中央銀行や提携銀行との連携を図り、対象企業に対する技術・経営支援に留まらない包括的なサービス提供について検討すること。

また、中小企業海外展開支援事業、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）、等、JICAの多様な民間連携事業及び日本政府関係機関の支援策も考慮して、バングラデシュ政府による投資誘致の支援を実施すること。

更に、本案件については、国内支援委員会の設置を予定している。同委員会立ち上げの際には、同委員会への報告・相談、連携を密に行うこと。同委員会委員による現地調査の派遣前後においてJICAは派遣前会議・帰国報告会を開催する予定であるところ、コンサルタントは同会議に出席するとともに、現地での調査アレンジ・同行を行うこと。

(5) 日バングラデシュ官民合同経済対話との連携

2016年4月中旬に行われた日バングラデシュ官民合同経済対話に基づき、①税及び外国為替関連（Tax and Foreign Exchange）、②産業多角化（Diversified Industrialization）、③投資環境（Investment Climate）、の3つのフォローアップワーキンググループ（以下、「WG」という。）が設置されている。

本業務の実施にあたっては、各C/P機関の意向を基に、上記WGにおいて日本側からの各課題へのインプット・提言を十分に踏まえること。なお、同ワーキンググループの活動との連携にあたっては、本業務はあくまでも各C/P機関側の立場に寄り添って各種支援を行っていく立場であることを常に意識し、特にプロジェクトの初期段階においては各C/P機関との信頼構築に留意すること。

本業務を実施していく過程で確認された政策・法制度面の諸課題については、上記WGにおける議論で取り上げられることも考えられるため、日本、バングラデシュ双方の関係者からの求めに応じ同WGへの報告を行う等、これら関係者との情報共有を適切に行うこと。

また、同WGへのインプットに向けて、本業務の活動状況にかかる情報提供が頻繁に求められることが想定されることから、JICAバングラデシュ事務所を通じて、在バングラデシュ日本大使館等日本側関係者との情報共有・意見交換を密に行っていくこと。

(6) バングラデシュ進出を検討する本邦企業との連携及びバングラデシュ政府による日本企業投資促進支援

日本、バングラデシュ二国間の外交関係の強化も背景に、今後、バングラデシュに進出する日本企業の増加を通じた両国間の更なる経済関係の強化が期待されている。バングラデシュ政府側からは、全般的なFDI誘致に加え、日本企業の投資誘致を高く期待されている。

そのため、本業務においてはバングラデシュ政府による日本企業の投資誘致についての支援を行う。具体的にはバングラデシュ進出に関心を有する日本企業及びジェットロ等の投資促進機関からのニーズの聞き取りや、これら企業との意見交換を積極的に行うよう留意し、ビジネス環境の改善に繋げる。特に、外国直接投資促進事業と連携し、経済特区開発や経済特区への入居に関心を持つ日本企業のニーズや意見を踏まえつつ、経済特区開発・運営に係る支援を行うこと。また投資セミナー開催等にあたってはジェットロ等日本側関係機関と連携・協力し実施すること。

(7) FDI と国内企業のリンケージ促進支援

バングラデシュ政府は製造業の強化及び国内民間企業の振興を目指しており、国内民間企業の競争力向上にあたって、FDI企業と国内企業のリンケージ創出は重要課題の一つとなっている。そのため、各成果において、FDIと国内企業のリンケージ促進にかかる活動を盛り込むこととしており、他国の優良事例等も参照しつつ、リンケージ創出の仕組み作りを支援すること。また、本プロジェクト実施期間中(、また可能な限り早期)に具体的な事例が生まれるよう、最大限努力すること。

(8) 東南アジア等における経験の活用

本業務においては、バングラデシュのコンテキストを踏まえつつ、日本を含むアジアの産業政策の事例を参照しつつ、バングラデシュの産業政策内容について、具体的な事例を取り上げて、検討を行っていくものとする。その観点から、日本及び第三国における研修を積極的に実施、活用すること。

(9) 各種法的整備・許認可手続きに関する業務フローの整備に向けた配慮

BEZAのQSSの業務フローを円滑に整備する上では、本プロジェクト期間の初期段階において、事業実施上必要となる許認可の洗い出しを行い、業務フローの改善に

取り組むべき許認可を選択し、各許認可を管轄する関係省庁との協議を踏まえ、BEZAにおけるStandard Operating Procedure (SOP) の策定支援を行う必要がある。また、BEZAと、これらの許認可を管轄する関係省庁との間で、関連する法令や規則等に関する共通理解を形成することが必要となる局面も想定されるところ、コンサルタントにはこのような共通理解形成促進・調整の側面支援を行うことが期待される。

(10) 業務実施プロセス全般を通じた C/P 機関の能力強化

BEZAは経済特区の開発・管理に関する監督官庁として、2011年11月に首相府傘下に設立された新しい組織であり、BIDAは2016年9月にBOIが改編され設立された組織である。したがって両機関とも、その組織能力は開発の途上にある。BEZAに関しては、これまでの経済特区開発・運営経験をほとんどもたない職員が多数であり、且つ2017年2月頃を目途に大幅な増員を行う予定である。そのため、本プロジェクトの実施プロセス全般が各C/P機関の能力強化に資するものとなるよう留意しつつ業務を行うこと。例えば、各分野のコンサルタントが担当業務を実施する際、各C/P機関内で当該業務を担当する職員と共同でサイト視察や各種業務を行い、On the Job Training (OJT) による能力強化を行う等の対応が必要となる。また、このような能力強化活動を実施する場合はローカルコンサルタント等の現地の人材を積極的に活用すること。

(11) C/P のオーナーシップの確保及び C/P との信頼関係の構築

本業務の実施にあたって各C/Pのオーナーシップが必要とされる内容については、それを確保しながら、共同で業務を進めることに十分留意する必要がある。自立的な運営を促していく観点から、各C/Pの主体性を醸成し、助言・サポートを行う。

またバングラデシュ政府高官と各種施策に関する対話が成立するためには、一方的な解決策の提供ではなく、バングラデシュ側が重要と考えているトピックに対して、バングラデシュにおけるコンテキストを踏まえた上で、バングラデシュにとって適切な参考事例の紹介、政策上の着眼点の提示、及び政策の科学的な分析等を実施すること、またこれらのプロセスを通じて信頼を獲得することが重要であるため、外部有識者の知見を有効に活用しつつ、業務を実施すること。

(12) 現地傭人の有効活用

効果的・効率的な情報収集・技術支援、バングラデシュ政府関係機関との良好な関係構築のために、現地傭人を積極的に活用すること。

また、各種法令・規則・通達等がベンガル語でしか入手できない場合も想定されるところ、現地傭人を積極的に活用して各種行政手続きの把握を行い、業務に活用

すること。また、成果毎に日本人専門家が不在の間も現地傭人が業務にあたる等の対応を検討することで、円滑にプロジェクトを運営する体制を確保すること。

なお、上記を踏まえ、コンサルタントチーム構成を検討するにあたり、現地傭人を含む実施体制をプロポーザルにて提案すること。

(13) 他ドナーとの業務・関係整理

バングラデシュの技術教育（職業訓練も含む）分野においてはアジア開発銀行及びEUの主導でセクターワイドアプローチが採られていくことが予定されている。成果3の活動とは受益者が異なるため、大きな影響は想定されていないが、同アプローチの動向について注視していくこと。

国際金融公社（以下、「IFC」という。）は従来よりビジネス環境改善・民間投資促進を支援しているが、2016年5月からは「Bangladesh Investment Climate Fund」を設置し、協力を実施中である。活動内容の重複を避ける一方で、相乗効果が得られるよう、IFCのコンサルタントとも適宜情報交換しつつ、効率的・効果的な協力のあり方を検討すること。また上記に加え、世界銀行、IFC等はこれまでBEZAのOSSにかかる提案等も行っており、今後も経済特区に係る支援を実施する方向であることから、これら機関との効果的な連携を図っていくこと。

また、投資促進・産業振興を検討するにあたり、輸出振興施策との連携も重要となる。輸出振興分野においては、世界銀行が「Diagnostic trade integration study (DTIS)」を実施済であることから、業務の実施方針の検討にあたっては、同調査のファイナルレポートも参考にすること。

(14) 安全対策措置に沿った業務実施計画の策定・実施

コンサルタントはバングラデシュ国安全対策措置に沿った行動を行うこと。また、当面業務渡航受入枠に制限がある状況が続く見込みであるため、特に初年度に関しては、本邦研修及び第三国研修を多く取り入れる形でのスケジュールを検討すること。

なお、渡航制限が緩和された段階で必要に応じて契約変更を行うものとする。

(15) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力では、C/P機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P機関との合意文書の変更、契約の変更等）

を取ることにする。

6. 業務の内容

JICAが想定する業務の内容は次のとおり。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

<全体>

(各成果に関する活動の流れ)

2. (1) プロジェクトの目的及び2. (3) 期待される成果に述べるプロジェクト上の各成果発現のための活動実施の流れについては、別添1「図表2:P0」のとおりとし、個々の活動におけるコンサルタント(現地派遣専門家チーム)の業務については、以下(1)から(15)に記載のとおりとする。

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

- ① 詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する
- ② 業務実施方針・現地作業内容・スケジュール・業務実施上の留意事項等を検討する。

2) インセプションレポート(案)の作成

- ① インセプション・レポート(案)をJICA産業開発・公共政策部、JICAバングラデシュ事務所に説明・協議し、調査内容、業務実施方針、業務実施方法等につき、必要に応じて修正を行い、了解を得る。
- ② またJICAの依頼に基づき、関係機関、外部有識者等に対しても説明を行う。

3) インセプションレポート(案)の説明・協議

- ① インセプションレポート(案)を各C/P機関に説明・協議し、調査内容、業務実施方針、業務実施方法等につき了解を得る。
- ② 内容に修正の必要が生じた場合にはJICA産業開発・公共政策部及びJICAバングラデシュ事務所に確認した上で修正し、修正版について合意を形成する。

(2) 事業調整委員会(Project Coordination Committee: PCC)の設置支援

- 1) PMO及び各C/P機関と協議を行い、各関係機関の代表者を決定し、PMOを中心とした事業調整委員会(Project Coordination Committee: PCC)の設置を支

援する。PCCの設置と第1回PCC開催時期は契約開始後3か月以内を目途として、JICAを含む関係者と協議の上決定する。

- 2) 定期的にPCCを開催し、本業務の進捗の報告を行うとともに、事業実施・モニタリングにかかる全体調整・助言・管理を行う。
- 3) PCCの開催にあたっては、各C/P機関とともにアジェンダの検討、ミニッツ(案)作成等の準備を行う。

(3) 外部有識者(国内支援委員会(仮))との連携・現地調査アレンジ

1) 国内支援委員会(仮)への出席・報告

JICAが開催する国内支援委員会(仮)に出席し、本プロジェクトの現状と課題について報告を行う。

2) 現地調査日程アレンジ

国内支援委員(仮)による現地調査が行われる際には、調査日程の調整及び面談先の手配等の支援を行う。

3) 派遣前対処方針会議への出席

① JICAが開催し、本邦関係機関が出席する派遣前対処方針会議に出席し、対処方針等について、本プロジェクトの進捗状況等を踏まえ意見交換を行い、方針の確定を支援する。

4) 現地調査同行

国内支援委員(仮)が行う現地調査に可能な限り同行し、調査の側面支援を行う。

5) 帰国報告会出席

帰国報告会に出席し、今後の方向性につき確認する。

(4) FDIと国内企業のリンケージ促進支援

4.(7)に記載のとおり、各成果において、FDIと国内企業のリンケージ促進支援にかかる活動を実施する。例えばFDI企業の現地調達に関するニーズ把握を行うとともに、バングラデシュ国内企業の振興機関と連携し、現地サプライヤーの情報提供・紹介システムの構築やFDI企業のニーズに沿った民間企業の能力強化等が考えられるが、プロポーザルにおいて、リンケージ創出のための

施策についてアイデアを提案するとともにアイデアのうち、本プロジェクトにおける活動項目についても提案すること。

(5) 第8次5ヵ年計画及び国家産業政策 2021 等政策へのインプット・反映に係る取組みにかかる支援

- 1) 4. (1) に記載のとおり、本プロジェクトにおいては各成果における活動を具体的な施策実施の事例と捉え、実際の施策実施の具体化のプロセスを支援するとともに、当該支援を通じて得られた現場レベルの情報・知見・成果・課題を、政策的な観点での分析に活用し、必要に応じて政策的な助言を検討し、バングラデシュ側との対話を通じて、政策実施ツールの更なる検討及び政策の立案支援に活かしていく枠組みとしている。したがって、本プロジェクトに関連する上位計画 (VISION 2021、第7次5ヵ年計画等) の進捗状況、政策実施状況、実施上の課題などをレビューし、結果を国内支援委員会 (仮) で報告の上、本プロジェクトの方向性の検討に活用する。
- 2) また、これまで実施されたあるいは実施中の関連案件の活動のレビューを行い、今後の本プロジェクトでの活動に対する教訓を抽出する。これを国内支援委員会 (仮) と共有の上、本プロジェクトの協力の方向性の検討に活用する。
- 3) 協力の成果を第8次5ヵ年計画及び国家産業政策 2021 に反映することを念頭に発現した具体的な成果にかかる情報を整理・分析し、政策への反映に係る提言と支援を行う。

(6) 広報及び投資誘致活動の促進支援

- 1) 投資家向け情報の整理・発信の強化支援
 - ① 各 C/P 機関において既に作成されている各種広報資料・情報ツールを見直すとともに、投資家の視点から有益な情報を見直し、各 PIC 及び PCC で協議の上、重点的に活用する広報ツールを選定し、それらの作成・更新を支援する。
- 2) 日本企業向け広報用資料の作成支援
 - ① 上記で作成・更新した広報ツールに基づき、日本企業向けの日本語広報資料の作成を支援する。ジェトロの取り組みも確認し、ジェトロと共同で作成することも検討の上、企業ニーズに合った資料の作成を支援する。
 - ② 内容については投資先としてのバングラデシュの紹介、投資インセンティブ、経済特区開発計画の概要、投資促進体制、各種ビジネス環境等を含めることとするが、主たる記載内容についてプロポーザルで提案すること。また作成

にあたっては外国直接投資促進事業とも情報共有・連携を十分に図ること。

3) 投資促進セミナーの開催支援支援

- ① 各 C/P 機関が現地、第三国及び日本で実施する投資促進セミナーにあたり、プレゼンテーション作成や案内状送付先リスト作成等の支援を行う。また 6.(7) 及び (8) の本邦・第三国研修プログラム及び本邦招へいプログラムの中には投資促進セミナーまたは経済団体とのダイアログの開催を含めることとする。

(7) 本邦・第三国における研修の実施

1) 本邦・第三国研修プログラムの作成

- ① 日本及び第三国（東南アジア諸国等）における産業政策立案/実施・投資誘致・投資環境整備・経済特区の開発/運営・産業振興/中小企業振興の事例等を学び、バングラデシュの各種事業・施策に生かすことを目的とした研修プログラムを立案する。
- ② 本邦研修においては同プログラムに経済団体とのダイアログや個別企業訪問、投資促進セミナー等を組み込むことで、バングラデシュへの投資を日本企業に向けてプロモーションする OJT を兼ねるものとする。また、上述の国内支援委員(仮)の所属組織における研修実施についても検討を行う。なお、投資促進セミナーについては、本邦研修の内容や参加者の構成、別途実施する本邦招へいプログラムのタイミング等を総合的に勘案の上実施するかどうかについて検討しつつ、実施に際してはジェットロとも情報共有を行い、実施時期やプログラムについて重複がないように調整すること。
- ③ 研修プログラムへの参加者は各 C/P 機関の職員を想定しているが、他関連機関も含めることで、関係機関との情報・知見の共有、連携の推進を図ることも考えられる。
- ④ コンサルタントは、第三国研修の実施国も含め本研修プログラムの概略についてプロポーザルにて提案すること。なお、見積にあたっては、10 回実施（日本 5 回及び第三国 5 回を想定）、1 回 2 週間程度、1 回の参加者 15 名程度を想定した費用を計上すること。なお、第三国研修における旅費（日当・宿泊料）については、契約交渉時に JICA が示した単価にて計上することとし、見積書への計上は不要とする。業務の実施を通じて追加的な研修の必要性・妥当性が認められる場合は必要に応じて契約変更を行いつつ追加研修を実施する。

2) 研修プログラムの実施

立案したプログラムに沿って、研修プログラムを実施する。具体的な業務は以下のとおり。なお、本邦研修実施にあたっては、JICA が別途定める「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（平成 26 年 4 月）」に準拠すること。

① 本邦研修

(ア) 人選の支援

(イ) 応募書類取付け支援

(ウ) 研修プログラム・日程の作成、講師選定・確保、見学先の選定・手配

(エ) 教材・資料作成

② 第三国研修

(ア) 各種準備手続き：航空券の手配、査証の手配、空港送迎、宿舎手配、保険加入手続き、参加者に対する日当・諸経費の支給、日程に基づく参加者の移動手配、研修日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等

(イ) 研修プログラムの実施・監理：研修日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等

(8) 本邦招へいプログラムの実施

1) 各業務を補完する形で、BIDA 長官及び BEZA 長官等の本邦企業ニーズ把握、バングラデシュへの投資プロモーションを目的とした本邦招へいプログラムの計画を立案する。本招へいプログラムにおいては、BIDA 長官または BEZA 長官を含む 6 名程度の参加者が、3-5 日間程度の日程で来日し、本邦企業関係者との協議、各種視察、及び投資セミナーを開催することを想定している。コンサルタントは本招へいの計画の概略についてプロポーザルにて招へいプログラムの計画書（案）を提案すること。なお、実際の招へいの時期、内容、参加者については、JICA の事前確認を得るものとする。なお本招へいについてはプロジェクト期間中に 2 回実施するものとする。

2) 招へいプログラムにおいては、本邦（東京）において投資セミナーを開催することとし、会場経費等関連経費を計上すること。同セミナーについては、半日のプログラムを目安とし、100 名程度の参加を得ることを想定する。なお、同セミナーの実施にあたっては、ジェットロ等とも連携を行うこと。

3) 本邦招へいを実施する。コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手

配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいカリキュラムの作成

招へい実施 1 か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

③ 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

⑤ 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

⑥ 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

⑦ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

（9） プロGRESSレポートの作成

7. に示すレポート提出時期までの本業務の成果を PROGRESS レポートとしてとりまとめ、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所に説明し、承認を得る。なお、PROGRESS レポートにはレポートの冒頭に要約を入れるとともに、各種活動結果の概要、作成した文書等の資料を含めると共に、今後の活動方針について記載のこと。また、今後各 PIC 及び PCC において意思決定を行う論点等についても簡潔に整理した上で記載すること。

（10） インテリムレポートの作成

中間成果をとりまとめたインテリムレポートを作成し、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所に説明し、承認を得る。

(1 1) ドラフトファイナルレポートの作成、協議

1) ドラフトファイナルレポートの作成

本業務の成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、JICA 産業開発・公共政策部及び JICA バングラデシュ事務所に説明し、承認を得る。

2) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

各 C/P 機関と調整の上、PCC を開催し、バングラデシュ側関係者に対しドラフトファイナルレポートを説明し、協議を行う。また、PCC 開催から 1 カ月以内を目安として、ドラフトファイナルレポートへの書面でのコメントを受け付けること。

(1 2) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに関するバングラデシュ側関係者との協議やコメント等を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを修正し、ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA 産業開発・公共政策部に提出する。なお、報告書は本文及び参考資料編を分けることとする。

<成果 1 関連>

(1 3) ビジネス環境整備及び投資促進と産業振興に係る政策協調の推進に向けた調査

1) 事業実施委員会 1 (Project Implementation Committee 1: PIC1) 及び事業実施ユニット 1 (Project Implementation Unit 1: PIU1) を設置を支援する

1) -1. BIDA 及び各 C/P 機関と協議を行い、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目途に BIDA を中心とした PIC1 及び PIU1 が設置されるよう支援する。

1) -2. PIU1 を通じて、具体的な活動を実施すると共に、定期的に PIC1 を開催し、事業実施・モニタリングにかかる調整を行う。

2) 投資促進と産業振興にかかる政策協調の推進を支援する

2) -1. 本プロジェクトに関連する上位計画 (VISION 2021、第 7 次 5 ヶ年計画など) が示されているが、これらの進捗状況、政策実施状況、実施上の課題などをレビューする。

2) -2. バングラデシュにおける投資動向や投資ポテンシャルを踏まえ、FDI

の最新の動向を確認するとともにバングラデシュの競合相手となりうるアジア等の国における産業集積・移転動向やバングラデシュ近隣諸国（インド、ミャンマー等）の産業・物流・企業動向等について分析し、サプライチェーン等を踏まえつつバングラデシュの投資ポテンシャルをレビューする。また、東南アジアに立地している日本企業でバングラデシュに進出する可能性が見込まれる企業に対し、投資動向を確認する。レビューにあたっては「経済特区情報収集・確認調査」（実施済み）、「外国直接投資促進事業協力準備調査」（実施済み）、「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」（実施中）の一環で実施された投資需要調査の結果を有効活用すること。

- 2) - 3. 上記 2) - 1. の確認結果に基づき、バングラデシュの現在の投資誘致戦略を評価し、投資インセンティブや優先産業等を含め、投資誘致戦略の改善に向けた提案を行う。
 - 2) - 4. 上記 2) - 2. 及び成果 3 にかかる活動を踏まえ、ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業を含む FDI との連携が進むと見込まれる有望産業を抽出し、当該産業の振興及び FDI とのリンケージ促進に向け、現行の政策・施策の課題を検討する。
 - 2) - 5. 上記を踏まえ、現行の政策・施策にかかる改善策の提言を行う。
- 3) ビジネス環境にかかる現状分析を行い、関係省庁等と協働し、ビジネス環境を阻害する各種要因への対処方針・アクションプランの検討及び各種施策実施のモニタリング支援を行う
- 3) - 1. ビジネス環境改善に向けた取組状況の確認
 - ① 現在派遣中の投資環境整備アドバイザーの活動の一環として結成された、投資環境改善のための 23 省庁からなるワーキンググループにおける議論の状況、日バングラデシュ官民合同経済対話の 3 つのフォローアップワーキンググループにおける議論の状況、及び IFC、BUILD (Business Initiative Leading Development) 等が行っているビジネス環境整備にかかる活動・支援内容及び実施状況を確認する。
 - 3) - 2. ビジネス環境改善への助言
 - ① 上記 3) - 1. も踏まえ、ビジネス投資環境改善に向けた助言を行う。助言にあたっては外資系企業のニーズ、国際的なデータ比較やバングラデシュが達成すべき目標（ベンチマーク）に基づく現状分析を行った上で、改善点を明確化する。また、改善を進めるにあたって参考になる他の途上国の優良事例を整理し、紹介する。
 - ② 重要な課題については、現状を分析して改善方法を洗い出すための調

査を実施する。調査項目については PIC1 にて選定することとし、再委託を認める。なお、見積に当たっては、当該調査費用として、1 件あたり上限 500 万円、2 件分の調査費を計上すること。

3) - 3. 関係省庁・機関との連携体制の構築支援

- ① ビジネス投資環境改善策を実施するために、関係省庁・機関との連携・調整体制の構築を支援する。具体的には、まず関係省庁・機関を集めてワークショップを開催し、関係者間で改善方向の共有を図る。なお、各省庁からの参加者は原則意思決定権限を持つ Joint Secretary レベル以上となるよう PCC を通じて調整を図る。
- ② その後は PIU1 を事務局として四半期に一回程度の定期会合を開催し、具体的な改善策実施の評価・モニタリングを行い、PIC1 及び PCC に報告する。

4) 投資関連手続きにかかる投資家向けポータルサイトの開発等、投資促進支援サービスの強化を支援する

4) - 1. 投資家向け相談窓口、広報体制の整備支援

- ① 投資家向け情報の整理を支援し、バングラデシュへ投資済の企業及び将来の投資に関心のある企業に対する情報提供を適時に行う体制の整備を支援する（関連法規（英語版）、各種申請フォーム、手続きガイダンス資料等のウェブサイトでの提供等）。
- ② 設置済みのジャパンデスク等、窓口相談体制の確立を支援する（バングラデシュへ投資済の企業及び将来の投資に関心のある企業からの各種相談・苦情対応、対応内容の記録、業務改善へのフィードバック等）。
- ③ 広報活動の実施・強化を支援する

4) - 2. 投資家向けポータルサイトの開発支援

- ① 投資家向けポータルサイトの開発にあたり、BEZA、BEPZA、Hightech Park Authority 等の投資促進関連機関との情報共有の仕組みの構築を支援する。
- ② 投資家向けポータルサイトの開発に関し、システム要件の定義にかかる支援を行う。
- ③ システムが開発された場合には、その運用等に問題がないか確認し、必要に応じ助言を行う。

5) ビジネス環境整備及び投資促進にかかる BIDA 職員の能力強化を支援する。なお、現時点で想定される項目を含む研修プログラム（案）をプロポーザルにて提案すること。また、BIDA は設立後間もない機関であり、研修内容にかかる検

討の結果、当初想定を上回る業務内容となる可能性があるため、追加的な研修の必要性・妥当性が認められる場合は必要に応じて契約変更を行いつつ追加研修を実施する。

5) - 1. BIDA 能力強化研修プログラムの作成

- ① BIDA 内の体制の投資誘致にかかる体制（組織体制、職員数、予算等）・能力・所掌等を把握する。
- ② 他国の優良事例等も参考にしつつ、投資誘致・投資相談対応における必要な機能を整理した上で、それらの機能を果たせるように BIDA への助言、能力強化プログラムの検討を行う。なお、プロジェクト前半においてはコンサルタントが主導で実施するものの、後半にかけては徐々に BIDA 職員及び関連省庁及び関連機関職員及び現地の研修講師や現地コンサルタントがプログラムを主導できるよう、研修内容の検討にあたり留意すること。

5) - 2. BIDA 能力強化研修プログラムの実施

上記 5) - 1. で作成した研修プログラムに沿って、BIDA 職員を対象とした研修を実施する。なお 2 年次以降は徐々に BIDA 及び関連省庁・関連機関の職員によってプログラムの実施が図れるよう本研修及び OJT を通じて内部講師の発掘・育成を支援し、最終年度にはバングラデシュ側のみでの実施となるよう能力強化を行う。

6) バングラデシュ企業と外国企業との連携促進を支援する

- 6) - 1. (4) の提案に基づきバングラデシュ企業と外国企業のリンケージ促進に係る活動を実施する。

<成果 2 関連>

(1 4) 経済特区運営体制の強化に向けた調査

- 1) 事業実施委員会 2 (Project Implementation Committee 2: PIC2) 及び事業実施ユニット 2 (Project Implementation Unit 2: PIU2) の設置支援
 - 1) - 1. BEZA 及び各 C/P 機関と協議を行い、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目途に BEZA を中心とした PIC2 及び PIU2 が設置されるよう支援する。
 - 1) - 2. PIU2 を通じて、具体的な活動を実施すると共に、定期的に PIC2 を開催し、事業実施・モニタリングにかかる調整を行う。
 - 1) - 3. なお、各種活動の実施にあたっては、外国直接投資促進事業との連携を図ること。

- 2) 経済特区における OSS の機能強化支援（主要許認可に関する OSS 内容の検討、各省調整、法制化）
- 2) - 1. OSS 関連法令、施策の現状調査（2017 年 4 月～9 月）
- ① 世界銀行における先行調査、「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」による調査及び OSS Act の検討状況等の動向等を踏まえ、BEZA の OSS にて取り扱う各種許認可につき発行上の手続き・ベースとなる法令等の現状調査・課題の分析を行う。
 - ② 上記①を踏まえ、国際スタンダードに照らして BEZA の OSS がどこまで目指すのかについて BEZA が議論・判断するための支援を行い、必要に応じて、OSS が提供すべき行政サービスを再整理した上で、それらサービスを提供するための体制・制度の構築支援を行う。
- 2) - 2. OSS で提供するサービス、業務フローの確立支援（2017 年 5 月～2018 年 9 月）
- ① BEZA 側の状況を踏まえ支援対象を特定した上で、申請フォームの作成、申請受領後の意思決定プロセスの検討等を通じ、業務フローの確立を支援するとともに、BEZA と BEZA の OSS 及び OSS に職員を派遣している各関係政府機関との協働体制の構築を支援する。
 - ② 確立した業務フローに関し、Standard Operating Procedure (SOP) の作成を支援する。
 - ③ 確立された業務フロー、協働体制が円滑に実施・運営されるよう、BEZA 職員及び OSS に派遣された各関係省庁職員の能力強化を、各 EZ への入居企業や入居を検討中の企業からの相談・照会への対応の指導等を通じて支援する。
- 2) - 3. オンライン申請システムの確立支援（2018 年 4 月～2020 年 3 月）
- ① 確立された各種許認可に関する業務フローについて、オンライン申請の受付による効率化、利便性向上、及び申請受付・処理状況、企業情報管理等のための助言を行い、体制構築の支援を行う。
 - ② 投資企業情報のデータベース化に向けた助言を行う。
 - ③ 上記、①及び②の実施にあたり、必要なハードウェアの仕様・システム要件定義等につき検討し、BEZA に提案を行う。なお、本プロジェクトでは現時点ではシステムの開発を JICA が支援することを想定していない（が、BEZA 側から要望があった場合は、速やかに JICA に報告すること）。
 - ④ システムが開発された場合には、その運用等に問題がないか確認し、必要に応じ助言を行う。
- 2) - 4. 入居企業のモニタリング・フォローアップ体制、アフターケアサー

ビス体制の構築支援（2019年4月～2022年3月）

- ① 入居企業の事業にかかるモニタリング内容（資本金払込状況の確認、免税貨物の保管状況、労働条件等）の確定、モニタリングの手順の確定を支援する。特に、操業開始後の企業に関し、投資申請書に基づき認定された内容に沿った事業運営を行っているかのモニタリングにつき支援を行う。
- ② 上記モニタリング内容について、対応する担当セクション・担当者に対し、対応方法・手順について支援を行う。
- ③ 各種モニタリング結果について、報告方法・手順を確定する。
- ④ モニタリング結果を踏まえた各種フォローアップ・アフターケア対応方法について検討し、手順を確定する。
- ⑤ 上記を踏まえ、モニタリング・フォローアップ・アフターケアにかかるマニュアルの整備を支援する

3) 経済特区開発・運営管理に関する BEZA 職員及び関連省庁職員の能力強化を支援する（2017年10月～2022年3月）

3) - 1. EZ 開発プロセスにおける BEZA 職員の企画・運営能力の向上支援

- ① 先行案件にて作成された、EZ の開発・管理に関する監督機関としての役割を適切に担う上で職員が持つべき能力を強化するための研修計画についてレビューし、以下の項目を踏まえ、必要な改善を行う。
 - (ア) マスタープラン検討の際に見るべきポイント、フィージビリティスタディ、仕様書の作成方法、成果物の確認方法、標準的な調査期間の設定、オフサイトインフラ関係機関との調整等。
 - (イ) 各 EZ の開発プロセス、財務計画、土地利用、オン・オフサイト（電気、上下水道、通信等）インフラの内容・設計基準、経済特区計画（ゾーニング、倉庫・レンタル工場・入居者共通施設等）、土地の取得、住民移転、経済特区へのアクセス道路整備、その他経済特区外の関連開発、地域経済貢献策等について、各州政府や地方自治体との連携体制構築、等
 - (ウ) OSS の機能
 - (エ) 入居後の事業モニタリング
 - (オ) 投資家とのコミュニケーション、入居企業に対するアフターサービス
- ② 上記①に基づき能力強化のための各種研修を実施する。なお2年次以降は徐々に BEZA 及び関連省庁・関連機関の職員によってプログラムの実施が図れるよう本研修及び OJT を通じて内部講師の発掘・育成を支

援し、最終年度にはバングラデシュ側のみでの実施となるよう能力強化を行う。

3) -2. 必要に応じ、BEZA の組織・運営体制の再構築に関する助言を行う。

4) EZ 開発に関する既存の法律や制度の見直し及び改善を支援する

4) -1. 必要に応じ、開発サイトやディベロッパーの選定・投資許認可基準、経済特区の開発手順やタイムライン、ディベロッパーの権利と義務、労働基準、建築基準、環境社会配慮基準、OSS 手続き、投資インセンティブ、税関手続き等、EZ 開発に係る法制度の構築・見直し、各種通達、通知等のドラフト作成を支援する。

4) -2. 上記法令等の運用支援にあたっては、法制度・各種法令のレビュー、BEZA への確認を行った上で、運用体制の構築、業務フローの確立、各種マニュアルの整備等の支援を行い、必要に応じて法制度・各種法令の課題を整理する。

5) 経済特区入居企業とバングラデシュ企業との連携促進を支援する

5) -1. 投資家向け相談窓口、広報体制の整備支援

① 入居企業及び入居に関心のある企業に対する情報提供を適時に行う体制の整備を支援する（関連法規（英語版）、各種申請フォーム、手続きガイダンス資料等のウェブサイトでの提供等）。

② 窓口相談体制の確立を支援する（入居企業及び入居に関心のある企業からの各種相談・苦情対応、対応内容の記録、業務改善へのフィードバック等）。

③ 広報活動の実施・強化を支援する。

5) -2. FDI と国内企業のリンケージ促進

① （4）の提案に基づきバングラデシュ企業と外国企業のリンケージ促進に係る活動を実施する。

<成果3 関連>

（15）産業振興体制強化に向けた調査

1) 事業実施委員会 3（Project Implementation Committee 3: PIC3）及び事業実施ユニット 3（Project Implementation Unit 3: PIU3）の設置支援

1) -1. MOI 及び各 C/P 機関と協議を行い、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目途に MOI を中心とした PIC3 及び PIU3 が設置されるよう支援する。

1) -2. PIU3 を通じて、具体的な活動を実施すると共に、定期的に PIC3 を開催し、事業実施・モニタリングにかかる調整を行う。

2) 対象セクター（ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業）の現状調査、課題分析、ニーズ把握（2017年4月～2017年12月）

調査にあたっては、各産業毎に50社（計100社）程度抽出し、現状調査を行う。当該調査にあたっては、現地再委託を認めるが、少なくとも内それぞれ20社（計40社）については、各C/P機関及び現地再委託先と共に直接訪問調査を実施する。

訪問調査にあたっては、調査の視点・ポイントにつき各C/P機関及び現地再委託先に事前に十分説明を行うこと。なお、バングラデシュにおいては、競争力のある国内企業の育成が産業政策上の重要テーマとなっている。したがって、本プロジェクトでは国内に進出済みの外資系企業と将来的に取引の可能性がある企業を調査の主対象とする。なお、現地再委託にかかるTOR案をプロポーザルにて提案するとともに、見積書に必要経費を盛り込むこと。

- 2) - 1. ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業の基礎情報（取扱品目、数量、市場規模（販売額）、企業数（中小企業や外資の割合含む）、雇用数、等）を確認する。
- 2) - 2. サプライチェーン/バリューチェーン構造を把握し、事業環境の分析を行う。
- 2) - 3. C/P機関とともに、対象セクターにおいて国内に進出済みの外資系企業と将来的に取引の可能性がある国内企業をリストアップする。
- 2) - 4. 訪問調査を実施し、各企業の技術レベル・生産能力を把握するとともに、各種経営指標（売上・費用・利益等）、取引状況、各企業が抱えている経営面、技術面の課題、支援ニーズ、周辺環境への影響等を把握する。

3) 産業振興／中小企業振興施策及びMOI、BITAC、SMEFの現状調査（2017年4月～2017年10月）

- 3) - 1. 関連する産業振興／中小企業振興施策をレビューする。
- 3) - 2. 各BDS機関が提供する中小企業向けBDSの状況（既存の研修カリキュラム・レベル、教材、講師の質等）を調査する。調査項目についてはPIC3にて選定することとし、再委託を認める。なお、現地再委託にかかるTOR案をプロポーザルにて提案するとともに、見積書に必要経費を盛り込むこと。
- 3) - 3. 主管官庁であるMOI、BITAC及びSMEF、並びに必要なに応じて関連機関の組織体制や能力に対するアセスメントを行い、組織能力向上に向けた提言を検討する。

- 4) 上記調査結果に基づく対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプラン策定を支援する（2017年7月～2018年3月）
 - 4) - 1. 上記2)、3)を踏まえ、対象セクター振興のためのロードマップ(案)及び課題克服のためのアクションプラン(案)を作成する。作成にあたっては、各セクターにおいて目指すレベル感及びタイムフレームを明らかにする。特に強化すべき部分を明示するとともに、競争力強化に向けた施策案を盛り込むこととする。
 - 4) - 2. 上記ロードマップ(案)、アクションプラン(案)検討にあたっては、バングラデシュ中小企業とFDIとのリンケージ強化を意識した施策をまとめる。

- 5) 上記ロードマップ及びアクションプランに基づく各C/P機関の役割の明確化及びBDS提供体制の確立支援を行う（2017年10月～2018年6月）
 - 5) - 1. 上記4)を踏まえ、MOI、BITAC及びSMEFが担うべき役割及び提供すべきBDSについて検討を行い、合意する。なお、現状はBITAC・SMEF共に研修実施が主なサービス内容となっているが、個別企業を訪問し現場コンサルティングを行う等の新規サービスの提供の可能性についても検討を行うこと。
 - 5) - 2. 上記合意に基づき、MOI、BITAC及びSMEFが新たな企業支援プログラムを開始する、または既存の支援プログラムを改善するために必要な能力強化策及びBDS提供体制の強化を検討する。なお、検討にあたっては上記3)-2.の調査結果を踏まえ、他のBDS機関との連携も検討に入れると共に、必要に応じBITACに対し支援すべき機材についても併せて検討を行う。なお、現時点では、上記のとおりのプロセスを通じて機材が必要と認められる場合には支援を行うものの、バングラデシュ側に対しては機材の支援を何らコミットしていないことに留意すること。また、機材支援を行うことになった場合は契約変更により対応する。機材購入の方法等は「委託契約における機材調達・管理ガイドライン(2015年7月)」に従うこと。
 - 5) - 3. 上記5)-2.に基づき、BDS提供にかかる組織体制の強化を支援する。

- 6) 各種研修等を通じた各C/P機関のBDS提供機能能力強化を支援する（2018年4月～2022年3月）
 - 6) - 1. 上記5)で検討した能力強化策に基づき、また機材を調達した際には当該機材を活用し、MOI、BITAC及びSMEFの能力強化のための研修

(現地、日本、第三国)を実施する。

- 6) - 2. 上記5)に基づき新規 BDS 提供プログラム開発及び既存の BDS 提供プログラム改善のための支援(カリキュラム・シラバス、テキスト・講義マニュアル、企業診断マニュアル・技術支援マニュアル等)を行う。テキスト・講義マニュアル等の印刷経費については、原則先方負担とするが、当初想定を上回る金額となる可能性もあることから、各 50 部程度につき見積書に計上すること。
 - 6) - 3. 上記研修及びカリキュラム開発・改善支援を踏まえた MOI、BITAC 及び SMEF による BDS 提供にかかる活動を支援する。その際に座学研修・技術研修とともに、2)で抽出した企業を主要な支援対象とすること。また、2)で抽出した企業(及び外国企業との取引が近い将来見込まれる企業)のうち 20 社程度に対しては、各 C/P 機関とともに企業訪問・現場指導/コンサルテーション等による技術支援(経営管理・品質管理・生産技術等)・フィードバックを継続的に実施することで、各 C/P 機関職員の能力強化を図る。各社に対する支援期間は 1 年程度を目安とする。第 2 年次~5 年次において支援を行い、最終年度にはバングラデシュ側により技術支援ができるように能力強化を実施する。なお、対象企業については現時点では確定していないため、ダッカ近郊及びチッタゴン・ジョソール等にも訪問することを想定し、交通費を計上すること。本活動にかかる C/P 旅費に関しては原則先方負担とする。
 - 6) - 4. 各種 BDS 提供状況のモニタリングを行い、上記5) - 1. で合意した各 C/P 機関の役割及び BDS 提供プログラムについて必要に応じて見直しを行うとともに、更なるサービス品質の強化及び職員の能力強化策を検討し、実施する。
 - 6) - 5. 継続的に民間企業のニーズに合ったサービスを提供するための体制(①ニーズ調査の実施方法、②研修・支援サービス計画、③サービス実施、④モニタリング・評価、⑤顧客開拓)の確立を支援する。
- 7) バングラデシュ企業と経済特区入居企業等外国企業との連携促進を支援する
- 7) - 1. (4)の提案に基づきバングラデシュ企業と外国企業のリンケージ促進に係る活動を実施する。
 - ① 上記2)においてリスト化した企業と経済特区入居企業等外国企業とのマッチングを支援する。
 - ② 商談会、マッチングセミナーを年一回以上実施する。

8) 政策立案における上記活動の成果・教訓の活用を図る(2019年10月~2022年3月)

8) -1. 上記1)~7)及び他コンポーネント(ビジネス環境整備・経済特区開発)の取り組み状況を踏まえて明らかとなってきた産業政策上の課題について各C/P機関及びその他関係機関と対話を行い、既往の産業振興に関する政策・施策について、見直しの必要性や実施上の論点を検討する。

8) -2. 上記を踏まえ、産業政策上の助言を行い、必要に応じて産業政策の見直しを促進する。

8) -3. 産業政策の理解促進・課題認識の共通化を図るとともに、 Bangladesh 側による質の高い政策立案・実施・モニタリングを支援する。

7. 成果品等

(1) 報告書

コンサルタントは本業務の各段階において以下の報告書を作成・提出する。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

	レポート名	提出時期	部数など
ア	インセプションレポート	2017年5月上旬	和文10部 英文25部
イ	プロGRESSレポート第1号	2018年2月	和文3部 英文25部
ウ	プロGRESSレポート第2号	2018年12月	和文10部 英文25部
エ	インテリムレポート	2019年10月	和文10部 英文25部
オ	プロGRESSレポート第3号	2020年12月	和文10部 英文25部
カ	ドラフトファイナルレポート	2022年2月上旬	和文10部 英文25部
キ	ファイナルレポート	2022年4月上旬	和文10部 英文25部 CD-R 2枚

(2) 報告書の仕様

1) 報告書(事業完了報告書を除く)の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コ

ピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。

- 2) ファイナルレポートの仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf）を参照し、製本する。

（3）報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

（4）技術協力成果品等

コンサルタントは上記報告書に加え、業務の過程で作成する以下を含む技術協力成果品についてもファイナルレポートに含めて提出すること。

- ア) 各種研修資料・教材
- イ) 各種執務参考資料（案）、各種業務フロー（案）、各種申請書（案）
- ウ) 広報資料
- エ) 議事録
- オ) 業務用機材等取得明細表（機材を調達した場合）

（5）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICAに提出する。

（6）収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

本業務は2017年4月上旬に開始し、2022年4月上旬に終了することを目途とする。

5. (1)に記載のとおり、一括の複数年度契約を想定しているが、契約期間の期分けにつき提案を認める。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目安

業務量は、全体332.0M/Mを目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には以下に示す各分野の専門家が参加することを想定している。なお、担当分野の変更・追加または統合・分割が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／投資促進・産業振興戦略1(1号)
- 2) 副総括／投資促進・産業振興戦略2(2号)
- 3) 業務調整／ビジネス環境整備3
- 4) ビジネス環境整備・投資促進グループリーダー／産業競争力強化(2号)
- 5) 投資誘致戦略／ビジネス環境整備2
- 6) BIDA組織運営／人材育成
- 7) IT/情報管理体制整備
- 8) 広報／外資・国内企業間連携促進1
- 9) 経済特区運営体制強化グループリーダー／投資促進(2号)
- 10) 経済特区法制度
- 11) 経済特区運営・ワンストップサービス整備(事業許可・事業モニタリング・環境・建築・輸出入、税関、物流、税務、各種許認可手続き)
- 12) 経済特区運営にかかる人材育成
- 13) 広報／外資・国内企業間連携促進2
- 14) 産業振興体制強化グループリーダー(2号)
- 15) 生産技術／機器維持管理1
- 16) 生産技術／機器維持管理2
- 17) 品質管理／5S・カイゼン

- 18) 経営管理／企業診断
- 19) BDS 組織運営／人材育成
- 20) BDS 機能強化
- 21) 広報／外資・国内企業間連携促進 3

3. 配布及び閲覧資料

- 1) 「Bangladesh People's Republic Small Business Revitalization Information Collection, Confirmation Survey Business Report」(2012年3月)
- 2) 「Bangladesh Private Sector Development Program Preparation Survey (Industry Development, Trade Investment Promotion) Report」(2012年8月)
- 3) 「Bangladesh Economic Special Zone Information Collection, Confirmation Survey Final Report」(2013年8月)
以下のウェブサイトで公開されています。
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000011832>
- 4) 「Impact Assessment on the Capacity Development Training Program for SMEs」(2014年1月)
- 5) 「Foreign Direct Investment Promotion Business Cooperation Preparation Survey Final Report」(2015年3月)
- 6) 「Creating Business Enabling Environment to Support SMEs through Business Edge Training and the Financial Sector Project for the Development of Small and Medium sized Enterprises (FSPDSME)」(2015年5月)
- 7) 「The Study on Priority Industrial Sectors of Bangladesh」(2016年3月)
- 8) 「産業政策アドバイザー 最終報告書」(2016年10月)
- 9) 「Bangladesh Investment Promotion, Industry Competitiveness Strengthening Project Detailed Plan Policy Response Strategy Results」(2016年11月)
- 10) 「Economic Special Zone Development Survey and BEZA Capacity Enhancement Project Final Report (Draft)」(2017年3月)
- 11) 7th Five Year Plan
- 12) Export Policy 2012-15
- 13) National Industrial Policy 2016 Final Draft
- 14) R/D

4. 現地再委託

再委託を認めている項目については経験・知見を有する研究機関等に再委託して実施することを認める。その他の業務について現地再委託の実施によることが適当と判断する場合にはプロポーザルにおいて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地

において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、プロポーザル時点では現地再委託調査票は必須としない。

5. 安全管理

- (1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- (2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- (3) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であ

るコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeureなどの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

(4) 現地調査／業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌する JICA バングラデシュ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

(5) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費精算する。

- ① ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、機構所定の宿泊費確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費について JICA バングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。
- ② コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、機構所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費を記載（基準単価による宿泊費とは区別して記載）して請求する。

なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

(6) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、実施機関の提供する施設等であっても防護措置等を追加的に講じることが必要となる可能性がある。必要経費は、JICA バングラデシュ事務所が承認したものについて契約変更を行うものとする。

(7) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が

必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所にご相談すること。

- (8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。なお、現地の治安状況に照らして安全確保のために当初想定していない経費が発生すると認められるものについては、その必要性和金額を打合せ簿にて確認した上で、契約変更を行うものとする。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 対象国の便宜供与

2017年1月31日に署名されたR/Dに基づく。

(3) 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務に従事してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上

【図表2：P0】

活動	1年次				2年次				3年次				4年次				5年次				
	2017				2018				2019				2020				2021				2022
	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	
全体																					
0-1. 事業調整委員会(PCC)を設置する	■																				
0-2. 事業実施・モニタリングにかかる全体調整を行う																					
成果1: ビジネス環境整備、投資促進、産業振興にかかる各種政策・施策が実施・検証され、その成果・教訓が次期政策・施策に反映される。																					
1-1. 事業実施委員会1(PIC1)及び事業実施ユニット(PIU1)を設置する	■																				
1-2. 投資促進と産業振興にかかる政策協調を推進する																					
1-3. ビジネス環境にかかる現状分析を行い、関係省庁等と協働し、ビジネス環境を阻害する各種要因への対処方針・アクションプランの検討及び各種施策実施のモニタリング支援を行う																					
1-4. 投資関連手続きにかかる投資家向けポータルサイトの開発等、投資促進支援サービスの強化を支援する																					
1-5. ビジネス環境整備及び投資促進にかかるBIDA職員の能力強化を支援する																					
1-6. バングラデシュ企業と外国企業との連携を促進する。																					
成果2: 投資促進に資する経済特区開発が促進され、経済特区の運営体制が強化される。																					
2-1. 事業実施委員会2(PIC2)及び事業実施ユニット(PIU2)を設置する	■																				
2-2. 経済特区におけるOSSの機能強化を支援する(主要許認可に関するOSS内容の検討、各省調整、法制化)																					
2-3. 経済特区開発・運営管理に関するBEZA職員及び関連省庁職員の能力強化を支援する																					
2-4. EZ開発に関する既存の法律や制度の見直し及び改善を支援する																					
2-5. 経済特区入居企業とバングラデシュ企業との連携促進を支援する																					
成果3: 対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプランが作成され、当該ロードマップ及びアクションプランに基づく施策立案、施策実施に関する機能・体制が強化される。																					
3-1. 事業実施委員会3(PIC3)及び事業実施ユニット(PIU3)を設置する	■																				
3-2. 対象セクター(ライトエンジニアリング産業及びプラスチック産業)の現状調査、課題分析、ニーズ把握を行う																					
3-3. 上記調査結果に基づく対象セクター振興のためのロードマップ及びアクションプラン策定を支援する																					
3-4. 上記ロードマップ及びアクションプランに基づく各C/P機関の役割の明確化及びBDS提供体制の確立支援を行う																					
3-5. 各種研修等を通じ各C/P機関のBDS提供機能能力強化を支援する																					
3-6. バングラデシュ企業と経済特区入居企業等外国企業との連携促進を支援する																					
3-7. 次期政策立案における上記活動の成果・教訓の活用を図る																					

